

総合評価書

1. 評価対象施策

地方分権改革に関する施策の推進

2. 担当部局

地方分権改革推進室

3. 政策評価時期

令和2年9月

4. 評価対象期間

令和元年度

5. 施策の概要

地方分権改革の推進は、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが可能となるよう、必要な制度改正や運用改善を行う取組。

平成26年からは、地域の発意に根差した息の長い取組として、「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を踏まえ、権限移譲、規制緩和等を実施。

また、国民が地方分権改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信及び地方支援を実施。

6. 施策の目的

地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度改正等を通じた住民サービスの向上

<以下は当室の業務における具体的な目標>

- ・各年の「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定
- ・必要に応じて、各年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」の成立

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	40	47	46	43	41
執行額	39	41	42	40	—

8. 施策の実施状況

(1) 令和元年の提案募集に関する取組

①「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定

令和元年の提案募集については、別添1のとおり実施し、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（以下「対応方針」という。）」を令和元年12月23日に閣議決定。

対応方針案の取りまとめに当たっては、学識経験者等で構成される地方分権改革有識者会議を4回、提案募集検討専門部会を16回（地方分権改革有識者会議との合同会議4回を含む。）開催するなど、専門的な見地から検討。

令和元年の提案募集では、地方から301件の提案をいただき、そのうち、内閣府が関係府省と調整を行った案件（予算編成過程での検討を求める提案等を除く178件）の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施。

			対応できたもの 小計	実現できな かったもの	合計	実現・対応の 割合
	提案の趣旨を 踏まえ対応	現行規定で 対応可能				
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%
R1	140	20	160	18	178	89.9%
H26～R1計	945	226	1,171	361	1,532	76.4%

②第10次地方分権一括法の成立

対応方針のうち、法改正が必要となる事項については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第10次地方分権一括法案）」として国会に提出し、令和2年6月3日に成立。

(2) 令和2年の提案募集に向けた取組

①令和2年の提案募集の実施方針

第40回地方分権改革有識者会議・第105回提案募集検討専門部会合同会議（令和2年2月19日）において、令和2年の提案募集については、例年どおり、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を募集した上で、類似する

制度改正等を一括して検討するため、重点的に募集するテーマを設定し、実施することとされた。

②地方支援の取組

令和2年の提案募集に向けた地方支援の取組実績は別添2のとおり。

市区町村は、規模の小さい団体ほど提案が少ない状況であるが、都道府県や町村会が内閣府と連携し、管内市区町村職員を対象とした研修やワークショップを積極的に開催したことで、提案募集を活用する団体は増えてきている。

	H27	H28	H29	H30	R1
提案件数	334	303	311	319	301
提案団体数	93	148	184	313	360
市区町村（うち新規）	39(20)	97(70)	129(65)	256(146)	282(129)

③情報発信の取組

地方分権改革の成果を国民・住民へ浸透させるために、ホームページやソーシャルメディア等を活用して情報発信を行っている。

	H27	H28	H29	H30	R1
地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	425,297	426,939	477,433	657,718	794,674
地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数	11,915	16,047	19,402	22,256	24,370

※数値は年度末のもの

9. 政策効果の把握

(1) 必要性

提案募集方式を通じた取組については、地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資するものとして重要な意義があるものであり、地方3団体からも、「地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」等の評価をいただいている。

また、平成26年の提案募集方式導入以降、毎年、300を超える提案が出されていることに加え、これまで提案をしたことのない市区町村からの提案も出されており、提案募集の取組に対する地方側のニーズは高いものと考えられる。

(2) 効率性

令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施した。

当室の事務は会議運営や啓発等に係る限られた予算で執行しており、効率的に成果を挙げているものと考えている。

(3) 有効性

上記のとおり、令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施しており、地方3団体からも、「提案に対する実現・対応の割合が高いものとなったこと、また、土地利用、空家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」（令和元年12月23日）等の評価をいただいております。地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、住民サービスを向上させることにつながるものと考えている。

10. 政策評価の結果

引き続き、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案募集方式を適切に運用し、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、ひいては住民サービスの向上を図れるよう取り組んでいく。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

提案募集方式の適切な運用・取りまとめをはじめとして、地方分権改革の推進に資するため、令和元年においては、学識経験者等で構成される地方分権改革有識者会議を4回、提案募集検討専門部会を16回（地方分権改革有識者会議との合同会議4回を含む。）開催するなど、専門的な見地から、詳細かつ多岐にわたる検討を行っている。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

—

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

第 39 回地方分権改革有識者会議・第 104 回提案募集検討専門部会 合同会議（令和元年 11 月 12 日）において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針案」を取りまとめた。

また、第 40 回地方分権改革有識者会議・第 105 回提案募集検討専門部会 合同会議（令和 2 年 2 月 19 日）において、令和 2 年の提案募集の実施方針を決定した。